

令和5年度 土木工事標準積算基準書等の 改定について

県土整備局都市部技術管理課
積算システムグループ

土木工事標準積算基準書等の改定概要について

県土整備局では、令和5年4月1日に改正された国土交通省の積算基準等を踏まえ、土木工事標準積算基準書等を次のとおり改定します。

○ 土木工事標準積算基準書の主な改定内容

- ・ 標準歩掛の制定（3工種）、改定（7工種）
- ・ 施工パッケージ関係単価の制定（3工種）、改定（2工種）
- ・ 鋼橋製作工の歩掛、副資材費、桁輸送費の改定
- ・ ICT施工における積算基準の当面の運用
- ・ 機器単体費に係る輸送費の算定
- ・ 猛暑日を考慮した工期設定
- ・ 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

土木工事標準積算基準書の一部改定概要

(令和5年7月1日から適用した主な内容について記載しています)

【土木工事標準積算基準書（土木工事編）】



項目	改定内容
≪標準歩掛≫ 標準歩掛の 制定・改定 (制定3工種)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">○ 標準歩掛の制定・改定</div> <p>施工合理化調査等の実態調査を踏まえ、次の工種について、新規の歩掛を制定及び既存の歩掛を改定。 (詳細は、積算基準書及び新旧対照表を参照)</p> <p>【新規制定】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 浚渫工(バックホウ浚渫船)(ICT) 2) 砂防土砂仮締切・砂防大型土のう仮締切 3) 橋梁検査路架設工



工種名：浚渫工(バックホウ浚渫船)(ICT)



工種名：砂防土砂仮締切
・砂防大型土のう仮締切



工種名：橋梁検査路架設工

項目	改定内容
≪標準歩掛≫	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ 標準歩掛の制定・改定</p> </div> <p> 施工合理化調査等の実態調査を踏まえ、次の工種について、新規の歩掛を制定及び既存の歩掛を改定。 （詳細は、積算基準書及び新旧対照表を参照） </p> <p> 【日当り施工量、労務、資機材等の変動により、改定を行った工種】 </p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原動機燃料消費量 2) 深礎工 3) 足場工 4) 浚渫工（バックホウ浚渫船） 5) ポストテンション桁製作工 6) プレキャストセグメント主桁組立工 7) PC橋片持架設工 <p> 【廃止工種】 </p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 法面工（法面施肥工） 2) 砂防（仮設備工） 3) 集水井工（プレキャスト土留工法） 4) 道路清掃工（ガードパイプ清掃工） 5) プレビーム桁製作工（現場） 他
<p>標準歩掛の 制定・改定 (改定7工種)</p>	

【土木工事標準積算基準書（土木工事編）】

項目	改定内容
<<施工パッケージ>>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">○ 施工パッケージ関係単価の制定・改定</p> </div> <p> 施工合理化調査等の実態調査を踏まえ、次の工種について、新規の施工パッケージ単価を制定及び既存の施工パッケージを改定。 （詳細は、積算基準書及び新旧対照表を参照） </p> <p> 【新規制定】 </p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現場発生品及び支給品費 2) モルタル練工 3) 排水構造物工(ヒューム管) <p> 【日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種】 </p> <ol style="list-style-type: none"> 1) コンクリートブロック積(張)工 2) 目地・止水板設置工 <p> 【廃止工種】 </p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人土工(岩石) 2) 堤防天端補修工 3) 野芝種子吹付工 4) ボックスビーム設置工 5) トンネル内装板設置工 6) 路肩整正(人による土はね)
施工パッケージ 関係単価の 制定・改定 (制定3工種) (改定2工種)	

【土木工事標準積算基準書（土木工事編）】

項目	改定内容																																				
≪道路編≫																																					
鋼橋積算基準	<div style="border: 2px solid #8B0000; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">○ 鋼橋製作工の歩掛等の改定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・製作現場の実態を踏まえ、歩掛、副資材費を改定。 ・輸送費用の実態を踏まえ、桁輸送費を改定。 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>●材料費</p> <p>副資材費(溶接などの消耗材料)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #E0F7FA;"> <th>現行</th> <th>改定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,400円/t</td> <td>17,300円/t</td> </tr> </tbody> </table> <p>●製作費</p> <p>鋼橋製作費(標準工数(人/個))</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #E0F7FA;"> <th colspan="2">種別</th> <th>現行</th> <th>改定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単純鉄桁</td> <td>大型材片</td> <td>1.15</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>小型材片</td> <td>0.25</td> <td>0.32</td> </tr> </tbody> </table> <p>横断歩道橋製作費(標準工数(人/t))</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #E0F7FA;"> <th colspan="2">種別</th> <th>現行</th> <th>改定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階段部</td> <td>I 桁</td> <td>9.9</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>高欄部</td> <td>高欄</td> <td>11.6</td> <td>14.5</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>●桁輸送費</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #E0F7FA;"> <th>種別</th> <th>現行</th> <th>改定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箱桁(鋼床版箱桁のみ)</td> <td>$Y=26.38X+13,472$</td> <td>$Y=23.93X+16,437$</td> </tr> <tr> <td>橋脚</td> <td>$Y=26.12X+ 8,518$</td> <td>$Y=23.44X+15,721$</td> </tr> </tbody> </table> <p>Y: 輸送単価(円/t) X: 輸送距離(km)</p> </div>	現行	改定	16,400円/t	17,300円/t	種別		現行	改定	単純鉄桁	大型材片	1.15	1.48	小型材片	0.25	0.32	種別		現行	改定	階段部	I 桁	9.9	13.8	高欄部	高欄	11.6	14.5	種別	現行	改定	箱桁(鋼床版箱桁のみ)	$Y=26.38X+13,472$	$Y=23.93X+16,437$	橋脚	$Y=26.12X+ 8,518$	$Y=23.44X+15,721$
現行	改定																																				
16,400円/t	17,300円/t																																				
種別		現行	改定																																		
単純鉄桁	大型材片	1.15	1.48																																		
	小型材片	0.25	0.32																																		
種別		現行	改定																																		
階段部	I 桁	9.9	13.8																																		
高欄部	高欄	11.6	14.5																																		
種別	現行	改定																																			
箱桁(鋼床版箱桁のみ)	$Y=26.38X+13,472$	$Y=23.93X+16,437$																																			
橋脚	$Y=26.12X+ 8,518$	$Y=23.44X+15,721$																																			

項目	改定内容
----	------

《共通工他》	
--------	--

ICT施工 共通仮設率 現場管理費率 (補正係数)	<div style="border: 2px solid #800000; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> ○ ICT施工における積算基準の当面の運用 </div> <p>ICT施工において、3次元座標値による出来形管理や3次元データ納品等に要する費用については、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じることで計上している。当面、この費用の妥当性を確認することとし、補正係数により算出される金額と、受注者からの見積りにより算出される金額とを比較する。</p> <p>見積りによる金額が補正係数により算出される金額を下回る場合は見積りによる金額を積算計上額とする。</p> <p>受注者から見積りの提出がない場合は、3次元座標値による出来形管理や3次元データ納品等に要する費用については計上しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">土工(ICT) II-1-②-46</p>
--	--

5-4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数 : 1.2
- ・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、土工(ICT)において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の①～⑤又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とする。なお、その他の出来形管理の経費は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

- ① 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ③ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ④ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ⑤ 上記①～④に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

- 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。
- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

他	法面整形工(ICT)	II-2-①-9
	浚渫工(バックホウ浚渫船)(ICT)	III-1-④-33
	河床等掘削(ICT)	III-2-⑦-9
	砂防土工(ICT)	III-3-①-15
	路盤工(ICT)	IV-1-①-24

積算参考資料(土木工事編)の一部改定概要

(令和5年7月1日から適用した主な内容について記載しています)

【積算参考資料（土木工事編）】

項目	改定内容										
≪工事費の積算≫											
運搬費	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>○機器単体費に係る輸送費の算定について</p> </div> <p>機器単体費の基本運賃は、『令和2年国土交通省告示第575号による「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」における関東運輸局の距離制運賃表(貸切運賃)による』こととし、今回、積算参考資料に記載した。 また、運賃の割増についても、以下のとおり、記載した。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(3) 基本運賃料金について</p> <p>1) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費に関するもの 基準書 1-2-②の基本運賃表によるものとする。</p> <p>2) 機器単体費 基本運賃は、令和2年国土交通省告示第 575 号による「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」における関東運輸局の距離制運賃表(貸切運賃)によるものとする。なお、距離制運賃表の価格は、輸送に関わる諸経費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)を含む。</p> <p>(4) 割増について</p> <p>1) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費に関するもの 基準書 1-2-②の基本運賃表は、運搬割増の有無に関わらず適用できるものとされていることから、陸上輸送においては別途割増を考慮しない。</p> <p>2) 機器単体費 ①発地及び着地に地区割増料金の設定がある横浜市、川崎市、相模原市の場合、両方の料金を計上する。但し、発地又は着地が同一都市内又は近隣都市間の場合は、発地又は着地いづれか料金の高い方の一方を計上する。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表-2：割増運賃 (単位：円)</caption> <thead> <tr> <th>重量</th> <th>2 t まで</th> <th>6 t まで</th> <th>14 t まで</th> <th>14 t 超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割増料金</td> <td>570</td> <td>780</td> <td>870</td> <td>1,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>②運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合は、次の式による。なお、算出された数値は、小数第2位を四捨五入し第1位までとする。 (悪路割増区間の運送距離÷全運送距離)×0.3</p> <p>③機器の運搬については、易損品割増 0.3 を適用する。</p> <p>④その他の割増率は適用しない。</p>	重量	2 t まで	6 t まで	14 t まで	14 t 超	割増料金	570	780	870	1,420
重量	2 t まで	6 t まで	14 t まで	14 t 超							
割増料金	570	780	870	1,420							



【積算参考資料（土木工事編）】

項目	改定内容
<<設計変更等>>	
工期の算定	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">○猛暑日を考慮した工期設定</p> </div> <p>土木工事における工期設定については、これまで、不稼働日を休日、降雨(雪)日としていたが、今回の改定により、猛暑日日数を不稼働日として考慮することとした。</p> <p>猛暑日日数については、環境省が公表している暑さ指数であるWBGT値が31以上の時間数を整理し、それを日数換算して算出する。</p> <p>WBGT値の観測地点は県内5カ所(横浜、海老名、小田原、辻堂、三浦)で、各事務所の最寄りの観測地点のデータを用いる。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>■猛暑日を考慮した工期設定</p> <p>新たに、猛暑日日数(年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの)を雨休率に加味し、工程(官積算)を設定。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>工期 = 実働日数 × (1 + 雨休率) + 準備期間 + 後片付け期間 + その他作業不能日</p> <p style="margin-left: 20px;">(実働日数 : 毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の 数量を施工するのに必要な日数を算出)</p> <p>雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数</p> <p>天候等による作業不能日 = 降雨・降雪日日数 + 猛暑日日数</p> <p>猛暑日日数 = 年毎のWBGT値31以上の時間 ※3 を日数換算し、 平均した値 (対象：5か年)</p> <p style="text-align: center;">※3：8時～17時の間のデータを対象とする。</p> </div> <p>⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ(8～17時を対象)を活用</p> </div>

【積算参考資料（土木工事編）】

項目	改定内容
≪工事費の積算≫	
工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算	<div style="border: 2px solid #800000; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">○ 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について</p> </div> <p>土木工事標準積算基準書では、<u>受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止をした場合の増加費用の適用については、受注者から請求があった場合としており、増加費用を計上する条件について、以下のとおり、積算参考資料に記載した。</u></p>
	<p>2-9 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>(1) 増加費用を計上する条件</p> <p>工事における工期の延長等に伴う増加費用を計上する、「受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止をした場合」とは、以下の①～⑤に該当し、且つ、受注者から請求があった場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ②著しい悪天候^{※1}により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 <p>※1. 「著しい悪天候」とは、当該工事の工期月^{※2}の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合を目安とする。</p> <p>※2. 「工期月」とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。</p> <p>(2) 増加費用の積算</p> <p>基準書等に基づき積算するものとする。</p>